

「学校生活のきまり」 生徒手帳 p.6-9 より

- 1 始業時刻 ※ 8時30分開始
8時30分（チャイムの鳴り終わり）に着席していない生徒を遅刻とする。
◎朝礼時は、8時30分に体育館で整列していない生徒を遅刻とする。
朝学活終了後に登校した場合は遅刻理由に関わらず職員室に寄り、遅刻カードを記入する。
朝礼時の遅刻生徒は最後尾「風紀委員」より後ろに並ぶ。
- 2 下校時刻（一般下校）
生活時程を参照。（最終校時の25分後）
◎ 部活動以外で下校時刻以降に活動をする場合は、所定の手続きを行ってから残留する。
- 3 落とし物
職員室前の陳列ケースに一定期間、保管している。
◎ 該当者は担当教員（各学年に担当あり）に申し出て、返却の手続きを行う。
- 4 公共物破損
すぐ学級担任（学年）の先生に連絡し、指示を受ける。
◎ 「破損届け」を提出する。故意による破損は、個人の負担となる場合もある。
- 5 給食時間
給食はみんなでそろって食べ始め、給食終了のチャイムまでは原則教室から出ない。
- 6 休み時間
校舎内ではあばれたり、廊下を走ったりすると事故につながるのではない。
- 7 トイレの使用
上履きのまま使用する。他学年の階のトイレは使用しない。
◎ 2階体育館側（南側）トイレは、職員・来賓専用とする。生徒は使用しない。
◎ 体育館トイレは、体育館履きのまま使用するが、カーペットの上でしっかり拭（ふ）く。
◎ 体育館トイレのスリッパは常にきちんと並べておき、必要なとき以外は使用しない。
- 8 貸し出し用上履きの使用
学級担任、または自学年の先生に上履きの忘れを申し出て、生徒手帳を提出して借用の許可をもらい、職員室前の指定箱に収納されている学年色のものを使用する。
- 9 登下校の注意と使用する通学靴（ぐつ）
自転車での通学は禁止する。
◎ 下校時は寄り道をせず、帰宅する。
◎ 登校時の靴は、男女とも運動するのに適した運動靴（保健体育の授業と同じ）を使用する。
- 10 服装について
服装は標準服とし、（「制服」ではなく、「標準服」という表現です。）きちんと着用する。

◎ 帰宅後、忘れ物などを取りに再登校する場合や校外学習等でも、特別な指示がない場合は標準服とする。
◎ 着用の仕方については「標準服確認事項」を参照する。
- 11 頭髪について

頭髪は清潔にし、中学生らしい髪型にする。

- ◎ 男女とも、学校生活に支障がない髪型にする。髪の毛が長い場合は、細いゴムかヘアピンを使用する。保健体育の授業時、ヘアピンは外す。ピン・ゴムともに華美な場合は外させる。
- ◎ パーマ、カール、脱色、染毛などはしない。整髪料、ムース等の使用は中学生にふさわしくないと判断し、禁止とする。

12 バッグについて

学生カバン・スポーツバッグ・リュック型バッグなど、機能的な物を使用する。

- ◎ つぶしたり、シールを貼ったり、キーホルダー等を過剰につけたりしない。

13 貴重品について

不必要な現金や貴重品は持ってこない。

- ◎ 集金用の現金は袋に入れて持参し、封印して必要事項をしっかりと明記して朝のうちに先生に提出する。
- ◎ 時計は持ってきてよいが、各自で責任をもつ。アラームや時報は鳴らさない。保健体育の授業時には、はずす。

14 持ち物について

- (1) 学習及び学校生活に関係ないものは持ってこない。自分の持ち物にはすべて記名をする。
- (2) 水筒は通年で持参してよい。中身は水分補給を目的としたものとする。

18 その他

- (1) 昇降口などカーペットが敷かれているエリアは、土足厳禁なので注意する。
- (2) 欠席や遅刻の連絡については、連絡アプリを使って8:25までに連絡する。
- (3) 電話による欠席連絡は、保護者の方が8:00~8:15の間に行う。
※連絡アプリでの登録が間に合わなかった場合は8:25以降に電話で連絡を行う。

「標準服確認事項」R08～

- 1 標準服の着用の仕方は「正装時」「平常時」の二通りに定める。
- 2 衣替えは「正装時」の着装のみを定め、「平常時」については期間を設けず個々の判断に委ねる。
- 3 「正装」すべき行事 と 衣替えの期間
 - ①正装すべき行事は以下の通りとする。

- ・儀式的行事(入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式・着任式・離任式)
- ・全校朝礼 ・生徒総会 ・立ち会い演説会 ・外部講師を招聘しての特別授業

- ②以下の期間で正装の冬服と夏服を切り替える。

【冬服期間】 11月～ 4月

【夏服期間】 5月～10月

なお、正装すべき行事において、想定外の気温等である場合には特別な指示を出すのでそれに従う。

標準服「正装時」

【冬服期間】

- ・ブレザー…必ず着用し、ボタンはすべて留める。
- ・スラックス…下げて履くこと(腰履き)はしない。
- ・ベルト…華美でないもので革か布の材質とする。色は黒・紺とする。
- ・ワイシャツ…長袖・半袖どちらの着用も可とする。
- ・スカート…折るなどして短くすることはしない。
- ・ベスト…着用するしないは自由とする
- ・ネクタイ・リボン…必ず着用し、だらしない付け方はしない。
- ・靴下…白・黒・紺色でくるぶし丈以上のものとし、ワンポイント・ライン入りは可とする。

【夏服期間】

- ・ブレザー …着用しない
 - ・ワイシャツ…長袖・半袖どちらの着用も可とする。胸ポケットに布章(校章)を縫い付ける。
 - ・ポロシャツ…学校指定の校章入りポロシャツを着用できる。裾はスラックス・スカートに入れる必要はない。
 - ・ネクタイ・リボン …ワイシャツ・ポロシャツに関わらず着用しない。
- ※その他は冬服期間の正装時と同様とする。

標準服「平常時」

【冬服期間・夏服期間とも同様】

- ・ブレザー…各自の判断で着用する。
 - ・ネクタイ・リボン…各自の判断で着用するが、だらしない付け方はしない。
 - ・ワイシャツ…上着を着用しない場合は胸ポケットには布章(校章)を縫い付ける。
 - ・ポロシャツ…学校指定のポロシャツを期間問わず着用してよいが、防寒着やブレザーを着る際はポロシャツは着用せずワイシャツを着用することとする。
 - ・靴下…白・黒・紺色でくるぶし丈以上のものとし、ワンポイント・ライン入りは可とする。
- ※その他は正装時の着装と同様とする。

上履き

学年別に規定された色の上履きを使用する。※上履き・体育館履きの一本化に伴い、学年色は移行期間

- ◎ 令和8年度は、1年(赤色)、2年(赤青色)、3年(赤緑色)
- ◎ 靴の「こう」と「かかと」に名字を記名する。

防寒着や防寒用品※防寒着（セーター等・コート・タイツ）、防寒用品（マフラー・手袋）

1 着用可能期間

11月～3月を基準とし、ブレザーを着用してもなお寒い場合に着用することができる。

※ブレザーを着用しないで、セーターやコートを着用しての登下校は禁止とする。

2 着用可能な防寒着

(1) セーター・カーディガン

- ・色については指定しない。無地のものを着用する。
※ワンポイント程度の模様や、えり、袖、すそなどのラインは可とする。
- ・えりはVネックが望ましい。（ネクタイ・リボンが見えるように）。
※カーディガンは、「生徒総会」を経て令和3年度より着用可とした。
- ・ブレザーからセーター等のすそや袖がだらしなくはみ出さないようにする。

(2) コート

- ・無地のものを着用し、色については黒・紺・茶・グレーとする。
※ベンチコートは、「生徒総会」を経て令和6年度より着用可とした。

(3) タイツ

- ※「生徒総会」を経て平成30年度より着用可とした。
- ・無地（色については黒・ベージュとする）のものを着用する。
- ・登校後も着用のままでかまいません。

3 その他、着用時の注意事項

(1) 正装時のセーター・カーディガンについて

- ・指定された集会時はブレザーを着用します。
- ・その下にセーター・カーディガンを着用することが可能です。
- ・ただし卒業式や入学式など儀式的行事では、セーター等を着用しないことを基本とします。

(2) 平常時のネクタイ・リボンについて

- ・冬服の場合でもネクタイやリボンは各自の判断で着用します。

(3) コート・マフラー・手袋等の着脱について

- ・原則として校舎内では着用しません。（登校時はそのまま教室まで着ていってよい）
※教室の清掃など、コートを着たまま諸活動を行うことは認めていません。

(4) マフラーや手袋も、コートに準じて着用してもかまいません。

- ・ネックウォーマーも可ですが帽子のように被ることは認めていません。